令和３年３月８日
総務企画常任委員会
総務部人事課

資料　２

青森市事務分掌条例（平成十七年条例第二十五号）の新旧対照表

改正後	改正前
第一条　（略）	第一条　（略）
（部の設置）	（部の設置）
第二条　市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。	第二条　市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
総務部～都市整備部　（略）	総務部～都市整備部　（略）
水道部	――
浪岡振興部	――
（分掌事務）	（分掌事務）
第三条　部の分掌事務は、次のとおりとする。	第三条　部の分掌事務は、次のとおりとする。
総務部～市民部　（略）	総務部～市民部　（略）
環境部	環境部
一　自然環境の保護に関する事項	一　自然環境の保護に関する事項
二　公害対策に関する事項	二　公害対策に関する事項
三　生活環境の保全に関する事項	三　生活環境の保全に関する事項
四　廃棄物の処理及び清掃に関する事項	四　廃棄物の処理及び清掃に関する事項
――	五　下水道に関する事項
福祉部～都市整備部　（略）	福祉部～都市整備部　（略）
水道部	――
一　下水道に関する事項	――
浪岡振興部	――
一　浪岡地域に係る施策の総合調整に関する事項	――
	――
二　浪岡地域の振興及び市民生活に関する事項	――
	――
第四条・第五条　（略）	第四条・第五条　（略）